

令和2年度施策評価表(平成31年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	07 生活の快適性を支えるまちづくり
上位政策	03 住みやすさを感じるまち
施策統括課	都市計画課 施策統括課長名 久保 隆義
関連課	環境政策課、都市計画課、道路計画課、管理課、施設建設課
関連する個別計画等	東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)、道路舗装補修工事5カ年計画、(市)橋梁長寿命化修繕計画、(市)都市計画マスタープラン、(市)第二次緑の基本計画、(市)都市公園施設長寿命化計画、(市)公共下水道プラン
予定計画事業	生活道路の整備、橋梁長寿命化修繕計画、都市計画道路の整備、都市計画事業の推進、都市計画マスタープランの改定、地区計画の策定・用途地域の見直し(市街地整備事業の調査・検討)、公園施設の長寿命化 他
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしく、利便性と快適性を兼ね備えた都市環境をつくるため、自然環境や周辺環境と調和した市街地整備を進めるとともに、日常生活及び広域的視点に立った、道路交通体系の整備、下水道、公園をはじめとする都市機能の充実を図る。 ・土地利用に関する方針に基づき、きめ細やかで計画的なまちづくりの推進に努める。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
07-01 道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や利用者の利便性と生活環境の向上を図るため、地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に生活道路の補修や拡幅整備を進める。 ・だれもが安心して通行できる歩行空間及び自転車走行空間の整備を進める。 ・道路の緑化や透水性舗装など、自然環境との調和をめざした道路の整備を検討する。 ・電線などの地中化や歩行空間のバリアフリー化を促進し、安全・安心・快適な交通環境の整備を図る。 ・「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、計画的・効果的に都市計画道路の未整備区間の整備を推進する。 ・市道改修事業については、整備の優先度を踏まえながら事業を進める。
07-02 都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地のまちなみや都市景観を良好なものにしていくため、建築物の用途や高さの限度などを定めることができる地区計画などの都市計画制度を活用した取り組みを進める。 ・都市計画マスタープランに即したまちづくりを進めるため、都市基盤整備や大規模団地の建替えに合わせ、市街地整備制度や地区計画などの都市計画制度を活用し、産業集積や良好な市街地の形成を図る。 ・都立六仙公園の計画面積全体の開園に向け、引き続き東京都に整備の推進を要請する。 ・公園の整備にあたっては、周辺の環境を考慮し、特色ある公園づくりを進めるとともに、老朽化した公園遊具の修繕などを計画的に実施し、安全・安心で魅力ある公園づくりを進める。 ・生産緑地地区制度を活用し、緑地機能及び多目的保留地機能を兼ね備えた農地を保全し良好な都市環境の形成を図る。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる令和4年を見据え、都市農地の果たす役割を考慮し計画的な保全に向けた方策を検討する。
07-03 交通環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の新設や変更について、関係機関に要望や協議を行い、路線バスの利便性向上に努める。 ・他自治体による公共交通の新しい取り組み状況などについて情報収集を行い、財政状況を勘案しながら地域性や道路環境等を考慮した地域公共交通の充実に向けた検討を行う。 ・放置自転車については、引き続き利用者などに対し指導を行うとともに、撤去を行い、放置自転車による通行障害などの解消を図る。また、不足が懸念される自転車等駐車場については、運営について民間活力の活用も含め検討を行い、新たに恒久的な施設の確保に努める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
07-04 公共下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への未接続世帯に対する普及促進を図る。 ・経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせて、施設の耐震化を進め、効率的な整備を行うことで、将来にわたって快適な生活を支える下水道事業を推進する。 ・施設の維持管理については、従来の発生対応型から長寿命化を含めた予防保全型への転換を図るとともに、限られた財源を有効に活用すべく、優先順位や事業費の平準化を考慮した効率的な実施を図る。 ・支出と収入のバランスを考慮し、下水道施設の効率的な管理を推進することにより、安定した下水道経営を行う。 ・地方公営企業法の適用に向けて、検討・準備を行う。 ・台風や局所的な豪雨も視野に入れ雨水事業を推進し、道路冠水箇所の解消に努める。

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	生活に必要な道路や公園が整っていると感じている市民の割合	%	59.3	55.0	未把握
2	市内の道路を通行するときに危ないと思ったことがある市民の割合	%	69.2	70.9	未把握
3	市内の移動に不便を感じている市民の割合（公共施設、日常生活、医療機関）	%	45.1、35.0、44.9	44.3、34.3、43.0	未把握
4	雨水下水道整備率	%	13.8	13.8	13.9
5	水洗化率	%	99.5	99.6	99.7

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度
本施策を構成する事務事業数	本	65	67	61
トータルコスト	千円	2,677,571	3,072,088	2,543,377
事業費（内書き）	千円	2,432,819	2,805,965	2,287,897
人件費（内書き）	千円	244,752	266,123	255,480

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和3年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備については、第四次事業化計画において優先整備路線として位置付けられている東村山都市計画道路3・4・13号線及び同3・4・21号線（幸町・小山・本町区間:約1.8km）を3工区に分割し、幸町五丁目地域の冠水の早期解消を図るため、第1工区（幸町区間）より事業に着手し、物件調査、事業用地の確保を進めている。第2工区（小山・本町区間）については、令和2年度の事業認可取得に向け、現況・用地測量を実施した。 ・都市計画道路の整備については、現下の厳しい財政状況のなかではあるが、第四次事業化計画に基づき、優先整備路線の整備を国や都の補助金等を活用し、計画的、効率的に進めていく必要がある。 ・平成31年3月に策定した「東久留米市無電柱化推進計画」に基づき、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、無電柱化に向けた取組を進めている。 ・市道改修事業については、現在、補助幹線道路（南沢通り）の拡幅に向け、用地交渉を進めている。 ・市道を安全に利用できるよう、平成31年度に、令和2年度から令和6年度を計画期間とした市道舗装補修の考え方となる「第4期道路舗装補修工事5カ年計画」を策定した。今後、本計画により、舗装の健全性の確保に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備については、優先整備路線の整備に向け、国や都の補助金等を最大限活用し、後年度負担にも注意を払いつつ、着実に事業を推進する。また、市道改修事業は、残りの用地取得に向け、地権者の理解・協力を得るよう努める。 ・現道の無電柱化については、重要な防災拠点である東久留米消防署に面した「さいわい通り」から都の補助金を活用し、取組を進める。 ・市道の補修等については、「道路舗装補修工事5カ年計画」等に基づき、都の補助金等を活用し、計画的に実施する。また、避難所周辺の啓開道路を中心に、路面下空洞調査を計画的に実施し、道路陥没を未然に防止することや、5年毎の橋梁の法定点検の実施結果を踏まえ、計画的に橋梁の長寿命化対策を図るなど、道路の安全性を高める。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・本町、小山及び幸町地区の東村山都市計画道路3・4・13号線及び同3・4・21号線沿道については、今後の地区計画の策定等に向け、地域の課題等の抽出やまちづくりに関する意識の醸成等を図る必要があることから、平成31年度に当該地区の土地所有者を対象として、意向調査の実施やまちづくりニュースの発行を行った。 ・生産緑地制度については、平成30年度に面積要件の緩和等、制度の見直しを行った。また、新たに創設された「特定生産緑地制度」については、平成30年度から周知に努め、令和元年末から指定申請の受付を開始した。 ・都市計画マスタープランについては、令和3年末の改定に向け、平成31年度に基礎調査や現行プランの検証等を行ったうえで、改定方針を策定し、令和2年度から学識経験者や市民等で構成される改定検討委員会において検討作業を開始する。 ・現在、市民1人当たりの公園面積は、近隣の市に比べ少ないが、都立六仙公園の整備により、市内の公園の充実度の向上が期待されており、公園の計画面積全体の開園に向け、さらなる促進が求められている。また、公園の老朽化した遊具等の施設の維持管理については、計画的に取り組むことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東村山都市計画道路3・4・13号線等の沿道については、都市計画マスタープランの改定を見据え、周辺環境と調和した良好なまちなみの形成や防災性の向上を図る土地利用を誘導するため、地区計画の策定や用途地域の変更等の検討を進める。 ・生産緑地地区については、面積要件緩和や再指定等、新たな制度を活用し、新規指定を拡大する取組を進めるとともに、特定生産緑地の指定を積極的に進め、緑地機能を持つ農地の計画的な保全を図り、良好な都市環境の形成に努める。 ・都市計画マスタープランについては、令和3年末の改定に向け、住民等の意見を把握しつつ、改定検討委員会において検討作業を進める。 ・都市公園の老朽化した公園遊具等について、公園施設長寿命化対策事業により計画的に修繕を実施し、安全・安心な魅力ある公園づくりの取組を進める。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の充実に向けた短期的な施策として、令和2年3月より5年間の「東久留米市デマンド型交通」の実験運行を開始した。 ・公共交通空白地域の減少に向けた、都市計画道路等の新たな整備に伴うバス路線の拡充については、バス事業者に対し継続的に要望を行っていく必要がある。 ・駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向け、平成30年3月に策定された「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、令和3年度からの駅西側の施設整備に向けた取組を進めている。 当該自転車等駐車場整備事業に係る費用については、特定財源として国や都の補助金等を活用するとともに、都市計画事業として進めており、平成31年度に東村山都市計画駐車場「東久留米駅西口第1及び第2自転車駐車場」の事業認可を取得し、用地取得や事業運営手法にPFI等手法を導入し、民間事業者の募集に向けた取組等を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯や高齢者を対象としたデマンド型交通については、周知活動に努めるとともに、様々な視点から利用実績の検証を進める。 ・地域公共交通の充実に向け、バス事業者には道路整備の計画・進捗状況などについて、継続的な情報提供に努める。 ・放置自転車等対策については、引き続き自転車等の放置防止の啓発や指導を行うとともに、放置自転車等の撤去による道路の通行障害の解消に努める。 ・自転車等駐車場整備事業については、「自転車等駐車場整備計画」を踏まえ、令和3年度からの駅西側の施設整備に向け、PFI等手法を導入した事業運営手法の民間事業者との契約締結を行う等、整備に向けた取組を進める。

4 基本事業について (4~5)

	現状と課題	令和3年度に向けた方向性
4	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道（雨水）事業については、これまでも雨水整備を継続的に進めており、浸水被害の軽減に一定の効果が現れているが、現在の整備率は、13.9%であり、公共下水道（雨水）未整備地域の比率は高い状況にある。また、近年の都市化の進行に伴う保水機能等の低下もあり、台風や局所的豪雨による道路冠水等が増加傾向にあるため、引き続き公共下水道（雨水）整備を進めていく必要がある。 ・一方、雨水整備に要する費用は、汚水の整備と比較し管径等の施設規模が大きくなることから、膨大な費用と整備期間を要するため、計画的かつ効率的に冠水対策を図っていく必要がある。 ・下水道事業は、限られた収入の下で安定的かつ継続的なサービスの提供を求められていることから、令和2年4月1日から地方公営企業法の一部（財務規定）適用する。今後は、中長期的な経営計画の立案に必要な基礎データの整理（蓄積）・活用に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の局所的豪雨等により発生する道路冠水等に対応する公共下水道（雨水）事業は、多額の事業費と長期の事業期間を要することから、事業計画等の策定に向けた検討を行い、計画的かつ効率的に整備を進める。 ・下水道施設を一体的に捉え、当該施設の老朽化に対応する長寿命化を進め、持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を目的とした「下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき、リスク評価による優先度の高い施設から、順次「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、下水道施設の長寿命化対策を継続的に進める。 ・下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、地方公営企業法の適用による公営企業会計に則り、限られた収入で、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、自らの資産情報や経営状況を的確に把握し、財政規律を向上させ、事業の効率化と財源の確保を進める。
5		

5 令和3年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「快適な住環境整備の推進」】

- ・都市計画道路整備や市道改修・補修は、補助金等を活用し、安全性・快適性に配慮し、計画的かつ効率的に事業を進める。
- ・良好な市街地環境の形成を図るため、都市計画道路の整備に合わせ、地区計画等の検討を進める。また、生産緑地の新規指定を拡大する取組を進めるとともに、特定生産緑地の指定を積極的に進め、生産緑地の保全に努める。
- ・地域公共交通については、子育て世帯や高齢者を対象としたデマンド型交通の周知に努め、利用実績等の検証を進めるなど、地域公共交通の充実に向けた取組を進める。また、新規バス路線の開設について、引き続き関係機関へ要望や協議を行う。
- ・自転車等駐車場整備事業は、駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向け、駅西側からPFI等手法を導入した事業運営手法の民間事業者との契約締結を行う等、整備に向けた取組を進める。
- ・公共下水道（雨水）事業は、事業計画等の策定に向けた検討を行い、計画的かつ効率的に整備を進める。また、公営企業会計により、財政規律を向上させ、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組む。

6 令和3年度の施策の位置づけ

—